

防府市耐震改修促進計画

平成20年3月

(平成22年3月変更)

(平成24年3月変更)

(平成28年3月変更)

(平成29年6月変更)

(平成31年4月変更)

(令和5年3月変更)

防 府 市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的事項	—1
第1節 計画の背景と目的	—1
1 計画の背景	—1
2 計画の目的	—1
第2節 計画の位置づけ等	—1
1 計画の位置づけ	—1
2 計画の実施期間	—2
3 耐震化の目標を設定する建築物について	—2
第3節 想定される地震の規模、被害の状況等	—2
1 想定地震	—2
2 発生季節と発生時刻	—3
3 被害想定結果	—4
第4節 用語の定義等	—5
1 用語の定義	—5
2 法における規制対象建築物	—6
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	—7
第1節 耐震化の現状	—7
1 住宅	—7
2 多数の者が利用する建築物等	—8
3 緊急輸送道路沿道建築物	—9
第2節 耐震改修等の目標の設定	—9
1 住宅	—9
2 多数の者が利用する建築物等	—10
3 緊急輸送道路沿道建築物	—10
4 公共的な建築物	—10
5 市有建築物	—11
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	—12
第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	—12
1 役割分担	—12
2 事業の実施方針	—13
3 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針	—13
第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	—14
1 市が実施する支援策	—14

2	その他の支援策	—15
第3節	安心して耐震改修を行うための環境整備	—15
1	消費者への情報提供	—15
2	相談窓口の設置	—16
第4節	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	—16
1	窓ガラスの落下防止対策	—16
2	大規模建築物における天井崩落対策	—16
3	地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策	—16
4	ブロック塀の倒壊対策	—17
5	屋根瓦の脱落防止対策	—17
第5節	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	—17
第4章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	—18
第1節	地震防災関連情報の公表	—18
第2節	相談体制の整備及び情報提供の充実	—18
第3節	啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用	—18
第4節	多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発	—18
第5節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	—18
第6節	自主防災組織、自治会等との連携	—19
第5章	耐震改修促進法等による指導・助言等について	—19
第1節	耐震改修促進法による指導等の実施	—19
1	指導・助言を行う建築物及びその方法	—19
2	指示を行う建築物及びその方法	—19
3	公表を行う建築物及びその方法	—19
第2節	建築基準法による勧告等の実施	—19
第6章	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	—20
第1節	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	—20
第2節	その他	—20
1	地震保険の加入促進	—20
2	被災建築物応急危険度判定等の実施	—20
3	その他	—20
附則		—20

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行耐震基準」という。）を満たしていない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

しかし近年、新潟県中越地震(平成16年10月)、福岡県西方沖地震(平成17年3月)及び岩手・宮城内陸地震(平成20年6月)、熊本地震(平成28年4月)、北海道胆振東部地震(平成30年9月)など、各地で大規模な地震が群発する中で、南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、特に東日本大震災(平成23年3月)を上回る被害が想定されています。

このため、地震による死傷者を減少させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成25年5月に耐震改修促進法が改正(平成25年11月施行)され、都道府県は「耐震改修促進計画」の策定が義務付けられ、市町村においても、「耐震改修促進計画」の策定に努めるよう規定されました。

2 計画の目的

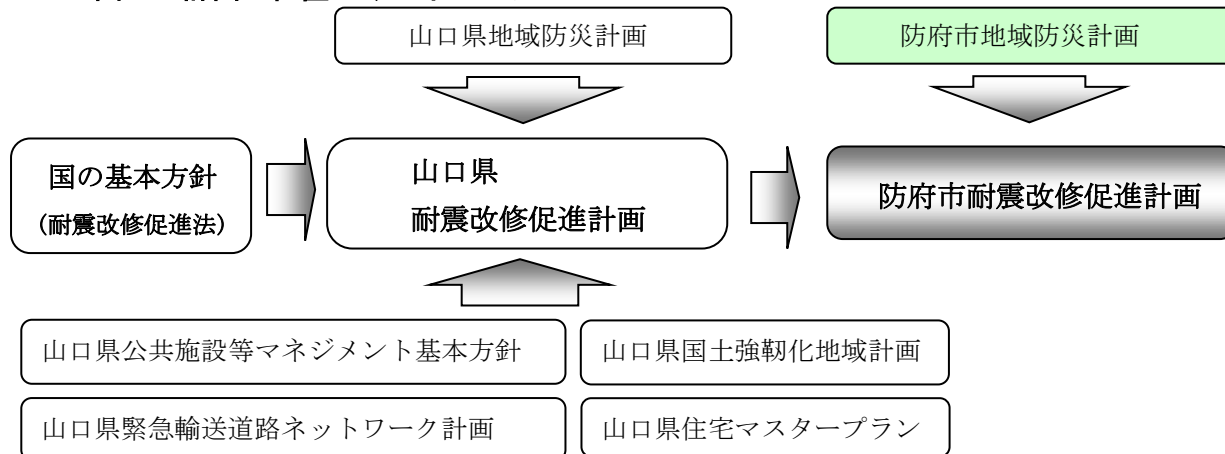
「防府市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満たしていない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、防府市における建築物の耐震化を促進することを目的としています。

第2節 計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び「山口県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を勘案し、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「防府市地域防災計画」の関連計画となるものです。

図1-計画の位置づけのイメージ



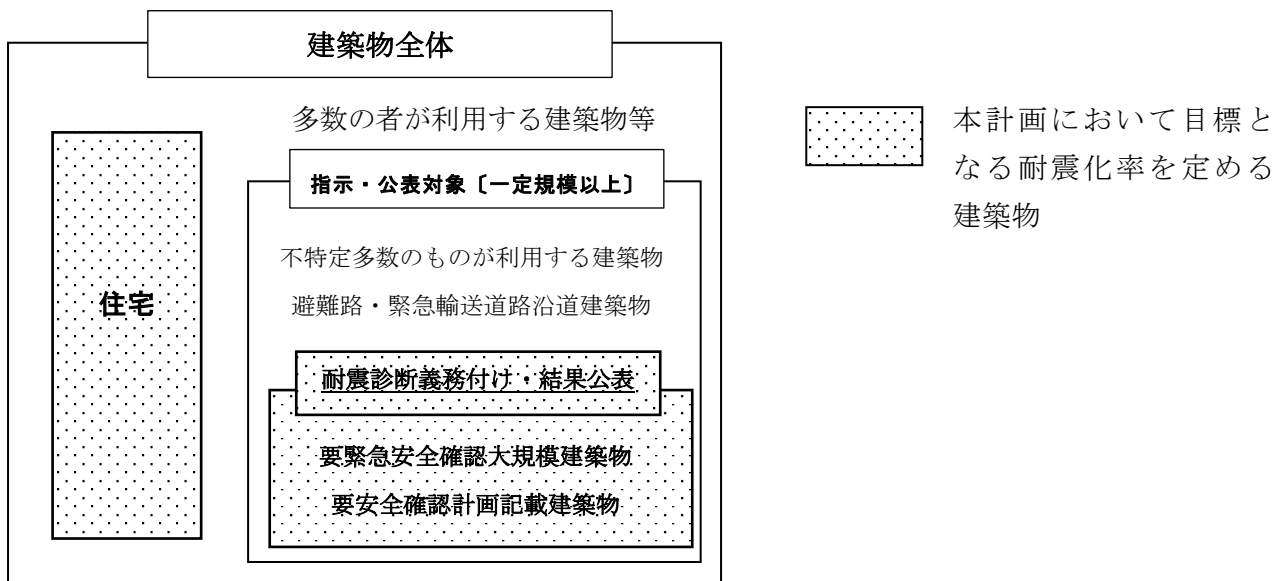
2 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和 7（2025）年度までとします。なお、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する等の耐震改修促進法第 14 条第 1 項各号に掲げる規模、用途の建築物(注)（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）とします。

図 2－対象建築物のイメージ



第 3 節 想定される地震の規模、被害の状況等

山口県の被害想定で、本市において最も震度が高いと予想されるのは、防府沖海底断層及び佐波川断層地震であり、震度は、6 強が予想されています。

防府市地域防災計画(震災対策編)では、主要な断層、その他の断層による地震の被害想定がされています。

1 想定地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後 30 年以内に 70%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく 40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行っています。

また、上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層（渋木断層、厚狭東方断層、萩北断層、才ヶ峠断層、徳佐一地福断層、周防灘断層帯主

部（防府沖海底断層）、佐波川断層、大河内断層、日積断層）として被害想定を行っています。

<想定地震位置図>



2 発生季節と発生時刻

(1) 南海トラフ巨大地震及び日本海で想定する地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とします。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3 m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15 m/s の 2 ケースについて被害想定を行っています。

(2) その他の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民の生活行動を顕著に反映します。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる冬の早朝 5 時、冬の昼 12 時、冬の夕方 18 時の 3 ケースを想定しました。

また、風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3 m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15 m/s の 2 ケースについて被害想定を行っています。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3 m/s 風速 15 m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中 ・建物崩壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 ・また、津波からの非難が遅れることにもなる。 	夜間人口
②	夏の昼 12時 風速 3 m/s 風速 15 m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は一日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。 	昼間人口
③	冬の夕方 18時 風速 3 m/s 風速 15 m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 	(0.6×昼間人口) × (0.4×夜間人口)

3 被害想定結果

想定地震による被害の概要は以下のとおりです。

※「防府市地域防災計画」の被害想定結果から一部を抜粋

想定地震	最大震度	建物被害			人的被害			
		全壊の 主な原因	全壊棟数	半壊棟数	死者数が最大 となる発災季節・時間	左記ケース の死者の主な原因	左記ケースの 死者数	左記ケースの負傷 者数
周防灘断層帯主部 (防府沖海底断層)	6強	揺れ	9,225 棟	41,098 棟	冬の早朝 5時	建物倒壊	471 人	2,282 人
佐波川断層	6強	揺れ	11,415 棟	42,700 棟	冬の早朝 5時	建物倒壊	630 人	2,848 人

第4節 用語の定義等

1. 用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

用語	定義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月）
基本方針	国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（法第4条、国土交通省告示第184号）
県計画	山口県耐震改修促進計画（法第5条）
市町計画	県下の市町が定める耐震改修促進計画（法第6条）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること
現行耐震基準 (新耐震基準)	昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
多数の者が利用する建築物等 (特定既存耐震不適格建築物)	① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物、② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号）
要安全確認計画記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市町の計画に記載した建築物（法第7条各号）
要緊急安全確認大規模建築物	① 病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、② 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号）
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物（県：法第5条第3項第2号及び第3号／本計画において第3号のみ指定）（市町：法第6条第3項第1号及び第2号）
緊急輸送道路	地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号）
定期調査報告	安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告（建築基準法第12条第1項）

2. 法における規制対象建築物

用途		規制対象一覧		
		特定既存耐震不適格建築物（所管行政庁の指導・助言対象）	特定既存耐震不適格建築物（所管行政庁の指示対象）	耐震診断義務付け対象建築物（所管行政庁への耐震診断結果の報告対象）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以下に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の現状

1 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総数は約47,573戸あり、その内、居住世帯がある住宅数は約47,430戸です。

このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準で建設された住宅は、約15,030戸(32%)あり、山口県平均(33%)よりやや低くなっています。

また、耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建て住宅は約10,370戸(69%)で、その大半を占め、山口県の状況を元に、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率(注1)を推計すると、約40,210戸(85%)であり、山口県平均(81%)をやや上回る水準となっています。

表1－居住世帯がある住宅の推計（平成30年住宅・土地統計調査）

① 居住世帯がある住宅で旧耐震基準時に建設された住宅

	昭和56年6月以降 建設	昭和56年5月以前 (旧耐震基準)建設	合 計
居住世帯がある住宅数	32,400戸 (68%)	15,030戸 (32%)	47,430戸
		うち木造戸建住宅 10,370戸 (69%)	
山 口 県	394千戸 (67%)	197千戸 (33%)	591千戸

② 居住世帯がある住宅の耐震性の推計

	戸 数	うち耐震性有り	耐震化率
防 府 市	47,430戸	40,210戸	約85%
内 訳	木造戸建住宅	26,310戸	約77%
	共同住宅等(注2)	21,120戸	約95%
山 口 県	591千戸	480千戸	約81%

(注1) 耐震化率：耐震性有りの住宅数を全ての住宅数で除したもの

(注2) 共同住宅等：木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建住宅、共同住宅、長屋住宅

2 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は市内に 783 棟で、耐震化率は約 89%です。

昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物等（表 4）は、230 棟（約 30%）ですが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は 204 棟（約 26%）で、耐震改修が進んでいない建築物が多く存在しています。

表 2－多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（用途別）

建物用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年 5 月以前	昭和 56 年 6 月以降	
学校	95 棟	60 棟	33 棟	約 98%
体育館（運動施設）	4 棟	1 棟	3 棟	100%
病院	35 棟	1 棟	30 棟	約 89%
劇場、集会所、展示場等	11 棟	1 棟	8 棟	約 82%
百貨店、マーケット等	58 棟	0 棟	52 棟	約 90%
ホテル、旅館	8 棟	0 棟	6 棟	約 75%
賃貸住宅、社宅、寮	326 棟	60 棟	240 棟	約 92%
事務所	50 棟	2 棟	45 棟	約 94%
老人ホーム等	36 棟	0 棟	34 棟	約 94%
幼稚園、保育所	37 棟	11 棟	20 棟	約 84%
工場	49 棟	2 棟	27 棟	約 59%
庁舎	11 棟	2 棟	4 棟	約 55%
危険物貯蔵所	48 棟	0 棟	38 棟	約 79%
その他	15 棟	0 棟	13 棟	約 87%
合計	783 棟	140 棟	553 棟	約 89%

※平成 30 年度山口県調査の結果をもとにした国・県・市・民間建築物の用途別合計

表 3－多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（所有者別）

所有者	棟数	耐震性有	耐震化率
国	13 棟	12 棟	約 92%
県	55 棟	55 棟	約 100%
市	140 棟	107 棟	約 76%
民間	575 棟	512 棟	約 89%
合計	783 棟	686 棟	約 88%

表4－昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物数

所有者	棟数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果耐震性有	耐震改修済	計
国	7棟	7棟	5棟	1棟	6棟
県	26棟	26棟	26棟	16棟	42棟
市	85棟	85棟	79棟	28棟	107棟
民間	112棟	42棟	30棟	19棟	49棟
合計	230棟	160棟	140棟	64棟	204棟

3 緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路と指定された道路沿いに面する、昭和56年5月以前に建設された該当建築物は、これまでに耐震改修促進法の努力義務が課せられてないこと等から耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が存在しています。

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率については、令和7年度までに少なくとも90%にすることを目標とするとともに、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

本市の耐震化率は、住宅については、平成30年時点で約85%と全国平均の約87%に比べて少し低く、多数の者が利用する建築物等についても、平成30年度山口県調査によると、約88%と全国平均の約89%に比べわずかに低い状況にあります。

このような現状を踏まえ、本市としては、目標とする耐震化率を設定することとします。

1 住宅

住宅の耐震化率については、現状の耐震化率を踏まえ、令和7年度までに、引き続き、90%とすることを目標とします。

耐震化率の目標を達成するためには、一戸建ての木造住宅や共同住宅に対する支援制度の積極的な活用を促し、耐震化を促進していく必要があります。

表5－住宅の目標

		平成30年度 (耐震化率)	➔	令和7年度目標 (耐震化率)
住宅	総数	47,430戸		90%
	うち耐震性有	40,210戸 (約85%)		
	うち耐震性無	7,220戸 (約15%)		

2 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等の耐震化率についても、現状の耐震化率を踏まえ、令和7年度までに、概ね解消することを目標とします。

なお、多数の者が利用する建築物等の所有者別の耐震化率は、平成30年度末時点で、公共建築物が約84%（国：約92%、県：約100%、市町：約76%）、民間が約89%です。

したがって、耐震化率の目標を達成するためには、公共建築物については、国、県及び市町の総合計画や国土強靱化地域計画等に基づき、耐震化を推進していくこととし、民間建築物については、耐震診断や耐震改修等に対する支援制度の積極的な活用を促し、耐震化を促進していく必要があります。

表6－多数の者が利用する建築物等の目標

所有者		平成30年度 (耐震化率)	⇒	令和7年度目標 (耐震化率)	
国・県・市		208棟		⇒	概ね解消
	うち耐震性有	174棟 (約84%)			
民間		575棟			
	うち耐震性有	512棟 (約89%)			
合計		783棟			
	うち耐震性有	686棟 (約88%)			

3 緊急輸送道路沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく緊急輸送道路の指定に伴い、この沿道の道路を閉塞するおそれのある建築物については、新たに耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の努力義務、所管行政庁による指導及び助言の対象となります。

これらの建築物は、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられているものの、耐震診断を実施していないものが現状です。

このため、耐震診断により耐震性の確認を行い、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とします。

4 公共的な建築物

多数の者が利用する建築物のうち、庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震などの災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設となります。また、幼稚園、保育所、老人ホーム等の施設は災害時に利用者自らが避難することが容易ではない用途の建築物です。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物に該当する建築物の

耐震化は、他の多数の者が利用する建築物等と比べ、早急に耐震化を促進していく必要があることから、これらの公共的な建築物のうち、「山口県国土強靱化地域計画」で位置付けられている建築物については、当該計画に記載されている耐震化率を目標とします。

表 7－各用途別目標

建物名		耐震化率	目標値
防災拠点となる公共施設等の耐震化率（県全体 R2）		90.4%	100% （令和 6 年）
市町立学校の耐震化率（R3）	小・中学校	98.4%	早期に完了
	幼稚園	97.7%	
保育所の耐震化率（H30）		74.1%	向上させる （令和 6 年）
私立学校の耐震化率（R2）		91.2%	95% （令和 4 年）
社会福祉施設の耐震化率（R1）		90.8%	向上させる （令和 6 年）

5 市有建築物

多数の者が利用する建築物の目標（表 6）の中で、市有建築物は概ね解消を目標としており、耐震化の現状等を考慮し、学校は 100%、市営住宅は 100%、庁舎等は 100%、その他の施設は 100%を目標とします。

表 8－市有建築物の各用途別目標

施設区分		棟数	耐震化率	目標値
公共的建築物	学校（小学校、中学校）	61 棟	100%	100%
	市営住宅	64 棟	100%	100%
	庁舎、公益上必要な建築物	5 棟	40%	100%
	小 計	130 棟		
その他の施設		15 棟	80%	100%
合 計		145 棟	95%	100%

※ 表 7、表 8 中の学校（小学校、中学校）の耐震化については、「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき計画的に推進することとしております。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

市、建築物所有者等、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自治会等の地域団体と以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進めます。

1 役割分担

(1) 市の役割

市は、建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震改修を支援するため、関係機関・関係団体と連携して、以下の施策を実施していきます。

<p>① 耐震診断・耐震改修を促進するための計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">・市耐震改修促進計画の策定、見直し・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定、毎年度支援目標を設定し、実施・達成状況を把握・検証
<p>② 耐震改修等の実施、促進</p> <ul style="list-style-type: none">・市有建築物について、耐震診断及び耐震改修の具体的な計画を策定し、計画的な耐震化の実施・民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進・耐震診断等に対する各種補助事業の実施、税制補助のための証明等
<p>③ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震診断及び耐震改修等の相談窓口の設置・運営・所有者等に対する普及啓発、情報提供・自治会組織との連携による建築物の耐震性向上・固定資産税納通知書等の送付に合わせ、耐震化を促すダイレクトメールを送付
<p>④ 県、建築関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・県、建築関係団体等との連携体制の構築

(2) 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等の積極的な取組が不可欠であり、所有者等は以下のことに努めることとします。

<p>① 建築物の耐震化の促進等</p> <ul style="list-style-type: none">・自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施・耐震診断の結果を踏まえた建替え、耐震改修の実施
--

(3) 建築関係技術者

市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切な助言等、以下のことに努めることとします。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
② 耐震改修等の実施
・耐震改修等の業務の適切な実施
③ 技術の向上、研鑽
・耐震診断及び耐震改修等の講習会の受講、受講者名簿への登録
・耐震診断及び耐震改修等に関する技術の向上、研鑽

(4) 住宅・建築関係団体

市が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことに努めることとします。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・耐震改修等相談窓口の設置・運営
・耐震講習会等の実施
② 技術者の養成
・耐震診断及び耐震改修等に関する技術者研修の実施
③ 耐震診断業務の促進
・耐震診断を行う者に対する情報提供
・耐震診断アドバイザー派遣等
④ 市との連携
・耐震診断及び耐震改修の促進のための市への協力

(5) 自主防災組織、自治会等の役割

自治会等は、建築物の耐震化の促進について、地域の積極的な取組みにより、以下のことに努めることとします。

① 普及啓発、情報提供
・建築物の耐震性向上のための自治会活動等、家具の転倒対策、ブロック塀の転倒対策等の実施

2 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化については、まず、住宅・建築物の所有者等の積極的な取組が不可欠です。市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度や受領委任払い制度の活用などにより、住宅・建築物の耐震化を進めるものとします。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成17年の福岡県西方沖地震や宮城県沖地震などで見られるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建築物の2次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エ

レベーター内の閉じ込め等の事故が起きています。地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化だけでなくこれらの2次部材等の耐震化も図る必要があります。

このため、建築基準法に基づく定期調査報告対象建築物については、定期調査報告の提出時や防災査察等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられる建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言するなどの措置を講じます。

第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

令和7年度までに耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要があります。

旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有するものもあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明なものがあることから、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが進んでいないと推測されます。

このことから本市では、平成19年度から、国・県の補助事業を活用した助成制度を創設し、住宅・建築物の耐震化の促進を図っています。

1 市が実施する支援策

市では、国・県の補助事業(注)を活用し、平成19年度から木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修及び多数利用建築物の耐震診断並びに緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断・耐震改修、また、平成31年度から、避難路等(通学路含む)のブロック塀等の安全対策に対する助成制度を実施しております。

表9－木造住宅耐震診断事業

区分	対象建築物	負担額等
耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅	無料

表10－住宅・建築物耐震化促進事業(住宅・多数利用建築物)

区分	対象建築物	補助額等
耐震改修に要する費用	昭和56年5月31日以前に着工され、現行の耐震基準を満たさない一戸建て木造住宅	補助対象額の80%以内 (限度額あり)
耐震診断に要する費用	昭和56年5月31日以前に着工された民間が所有する学校、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的建築物、共同住宅	補助対象額の3分の2以内 (限度額あり)

(注)耐震診断及び耐震改修に対する補助は、国の社会資本整備総合交付金による。併せて県の補助制度を活用しています。

表 1 1－住宅・建築物耐震化促進事業（緊急輸送道路沿道建築物）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断、補強設計に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された民間が所有する地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物	補助対象額の 3 分の 2 以内 (限度額あり)
耐震改修に要する費用	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現行の耐震基準を満たさない民間が所有する地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物	補助対象額の 3 分の 2 以内 (限度額あり)

表 1 2－住宅・建築物耐震化促進事業（沿道ブロック塀）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断、補強設計に要する費用	民間が所有する地震時の倒壊により避難路等を閉塞するおそれがあるブロック塀	補助対象額の 3 分の 2 以内 (限度額あり)
耐震改修（除却・建替え・改修）に要する費用	民間が所有する地震時の倒壊により避難路等を閉塞するおそれがあるブロック塀	補助対象額の 3 分の 2 以内 (限度額あり)

(注) 避難路等については、市内各小学校の通学路として地図に定めた通路及び防府市地域防災計画に定められている避難所の周囲とする。

2 その他の支援策

(1) 私立学校耐震化促進事業

県は、国（文部科学省）の補助事業を利用して私立学校（幼稚園・中・高）が行う耐震診断、耐震補強工事又は改築工事・非構造部材耐震対策工事に要する事業者負担額の一部を助成する制度を実施しています。

(2) 所得税額の特別控除

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された個人住宅で、耐震改修工事（現行の耐震基準に適合していないものを適合させるための耐震改修であること）を行った場合、所得税額から一定の額が控除されます。

(3) 固定資産税額の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する個人住宅で、耐震改修工事（現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であって、費用が 50 万円以上であること）を行った場合、住宅用家屋に係る固定資産税（120 m²相当部分まで）が一定期間（耐震改修工事が完了した年により異なる）2 分の 1 に減額されます。

第 3 節 安心して耐震改修を行うための環境整備

1 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレット

トや、リフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を、相談窓口を設置するとともに、ホームページ（以下「HP」という。）等で紹介していきます。

(2) 優良技術者の紹介

県が実施した、講習会の受講修了者を掲載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を相談窓口、HP等において閲覧ができるようにするなど、優良な技術者の情報提供を行います。

(3) 優良事業者の紹介

建築関係団体と連携した、やまぐちリフォーム事業者登録制度による事業者情報の提供を相談窓口で行います。

2 相談窓口の設置

相談窓口において、耐震診断・耐震改修等の相談を受けられる体制を充実させます。また、相談を受ける職員のレベルアップのために、研修会・講習会への参加に努めます。

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^(注)されました。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下し、多くの負傷者が出たことにより、この問題が再認識されています。

このため、現行の基準に適合しない窓ガラスを有する建築物については、定期調査報告の提出時や建築物防災週間などにおける立ち入り調査時、防災パトロール等の実施時に改修・改善等、県と協力のうえ指導していきます。

(注)建築基準法関連告示改正：昭和53年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないように基準が改正された。

2 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」（平成15年10月15日付国住指発第2402号））が作成されました。

その後、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度、技術基準への適合が求められました。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が落下した事案が多数生じたことから、平成25年7月に、建築基準法施行令が改正され、天井の落下防止措置基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直されました。

このため、県と協力し、技術基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模

な修繕を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して必要な指導・助言を行います。

3 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があります。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷もありましたが、平成 10 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」(注) (以下「新指針」) によるエレベーターでの故障等は発生していません。

このため、エレベーター保守点検関係団体と連携して、定期調査報告を通じて、新指針に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管理運転装置の設置も合わせて指導していきます。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1388 号) に基づき給湯設備の転倒防止の指導を行います。

(注) 昇降機耐震設計・施工指針：建設省 (現国土交通省) から委託を受けた (一財) 日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工について一般的な指針を定めたもの

4 ブロック塀の倒壊対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことによりブロック塀に関する基準が改正されたが、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きとなる事故が発生するなど、倒壊対策に関する一層の取り組みが求められています。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要があります。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会、学校関係者等との連携による危険マップの作成に対し、市が協力を行うなどして危険防止対策の取り組みを強化します。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に危険の少ない工法への転換を PR します。

5 屋根瓦の脱落防止対策

近年の大規模地震では、瓦屋根にも大きな被害が発生している。瓦を釘等で緊結することで地震による被害を防ぐことができるため、住宅の所有者等に対して、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法 (昭和 46 年建設省告示第 109 号 (令和 2 年国土交通省告示第 1435 号に改正)) の改正情報の周知を図るとともに、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事等の

情報提供を行うことなどにより、屋根瓦の脱落防止対策の促進を図ります。

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、県計画では、平成9年3月に策定された「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成27年8月改定）」における第一次緊急輸送道路を中心に、耐震改修促進法第5条第3項第3号に定める道路として指定されています。

市では、県が指定する道路以外で、人口集中地域、密集市街地における道路について、地震時の避難路確保の観点から指定の必要性があるかどうか調査していくこととしています。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災関連情報の公表

住宅・建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るためには、発生のおそれがある地震の概要や地震による危険性の程度等の資料を公表し活用することが求められます。

このことから、市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえた「防府市ゆれやすさマップ」を作成し、市民に分かりやすい地震防災に関する情報の提供をしています。

「防府市ゆれやすさマップ」は、市内全戸へ配布を行い、同時に市HPにおいても公表しています。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅・建築物の耐震化について市民からの相談に適切に対応するため、土木都市建設部開発建築指導課に相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととします。

第3節 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームに併せた住宅耐震改修法を紹介する事例集を相談窓口を設置するとともに、HP等で紹介します。

第4節 多数の者が利用する建築物に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物等の耐震化を図るために、定期調査報告対象建築物については、県と協力し、定期的な調査に合わせて、耐震診断、改修等を実施するよう促します。

第5節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的です。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、HPや事例集等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行います。

第6節 自主防災組織、自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」という自助が基本ですが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助も大切であり、自治会等の単位で地震についての対策を行うことが重要と考えられます。

市では、自治会等における住民間の連携や日頃からの地震に対する意識などの備えのため、自治会等と連携した対策を検討することとします。

第5章 耐震改修促進法等による指導・助言等について

第1節 耐震改修促進法による指導等の実施

1 指導・助言を行う建築物及びその方法

「指導」及び「助言」は、耐震改修促進法第14条第1項各号に規定する建築物を対象とし、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して耐震診断の実施を促し、その実施に関し相談に応じる方法で行います。

2 指示を行う建築物及びその方法

耐震改修促進法第15条第2項に規定する建築物^(注)を対象に、①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時にその入居者等が自力で避難することが困難な建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に建築物の状況等により指示を行います。耐震改修の指示を行う場合は、原則として、「用途」と「耐震性能」を勘案して行います。

指導及び助言を行っても耐震診断及び耐震改修を実施されない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合は、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行います。

(注)耐震改修促進法第15条第2項に規定する建築物：耐震改修促進法第14条第1項各号に規定

する建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な建築物で、用途により面積規模は500㎡～2,000㎡以上とされています。

3 公表を行う建築物及びその方法

所管行政庁による指示に従わず、耐震診断及び耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対して、その危険性を明らかにすることが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予想されるものや所有者・管理者が正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、その旨を公表することを検討していきます。

公表の方法については、法に基づく公表であることや、市民に広く周知できることなどから、今後の対策に結びつくこと等を考慮する必要があるとあり、所管行政庁のHPへの掲載や相談窓口への掲示を行い、市民が閲覧できるようにすることを検討していきます。

第2節 建築基準法による勧告等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第15条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所

有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行うこととします。

- ① 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第 10 条第 3 項による命令
- ② 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の勧告、同条第 2 項の命令

第 6 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第 1 節 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

平成 19 年に県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」が設置され、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行うこととしています。

また、併せて、(一社)山口県建築士会、(一社)山口県建築士事務所協会をはじめ市内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断及び耐震改修等の促進に協力を要請し、連携を強化していきます。

第 2 節 その他

1 地震保険の加入促進

山口県では、地震保険の世帯加入率は 28.8%と全国平均よりも 5.1 ポイント下回り、全国順位 29 位（損害保険料率算出機構(2020 年)）となっています。

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることからパンフレットの活用などにより、地震保険への加入促進に努めることとします。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市は県との連携により判定実施本部を設置し、必要な措置を講じることとします。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合は、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、市営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととします。さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても適切な対応を行います。

3 その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。